

オンライン英会話事業仕様書

1 事業名

オンライン英会話事業

2 目的

鳥取市立中学校及び義務教育学校（後期課程）において、講師と直接英語によるやり取りをしながら、個に応じた学習を行うためのオンライン英会話を実施することで、生徒が自分の考えや気持ちを英語で伝え合う力を高め、生きたコミュニケーション能力を身につけることを目的とする。

3 基本条件

- (1) 実施対象校、学級数及び生徒数（見込）
別添のとおり
- (2) 鳥取市（以下「市」という。）が使用する教科用図書
東京書籍発行「NEW HORIZON 2」及び「NEW HORIZON 3」

4 業務内容

- (1) オンライン英会話の実施
 - ① 1回当たりの実施時間は25分間とする。
 - ② 実施回数は学年等に応じて以下のとおりとする。
 - ア 中学校2年生及び義務教育学校8年生：1人当たり計5回 ※ 特別支援学級を除く
 - イ 中学校3年生及び義務教育学校9年生：1人当たり計4回 ※ 特別支援学級を除く
 - ウ 特別支援学級・・・1人当たり計2回
 - ③ 原則として生徒1人に対して講師1人が対応するマンツーマン形式で実施する。ただし、以下の場合については、生徒2～4人に対して講師1人が対応するグループレッスン形式として差し支えない。
 - ア ②のアにおける1人当たり計5回のうち1回
 - イ ②のウにおける1人当たり計2回すべて
 - ④ 原則として、学級単位で授業を行うこと。
 - ⑤ 具体的な実施時期は、市及び学校と協議の上決定すること。
 - ⑥ オンライン英会話の開始時間は、5分単位で指定できること。
 - ⑦ 生徒の学習能力・習熟度等に応じた柔軟な対応を行うこと。
- (2) オンライン英会話の実施における使用教材等
受託者は、市が使用する教科用図書に対応した指導案及び生徒用プリント教材を市と協議

の上作成し、提供するものとする。なお、次の2種類の指導案及び生徒用プリント教材を複数作成し、市へPDF等のデータにて納品するものとする。

- ① 学校及び生徒の事前準備が不要なく、ワークシートに沿って会話を進めるもの
- ② 教科用図書の単元と連動し、生徒が事前に準備した内容をもとに会話を進めるもの

(3) その他

- ① 市は、学校からオンライン英会話の実施希望日及び希望内容等を取りまとめ、実施希望日の30日前（土・日・祝日を含む）までに受託者に連絡し、予約するものとする。
- ② 上記により予約したオンライン英会話の実施日時に変更がある場合は、実施予定日の14日前（土・日・祝日を含む）までに受託者へ連絡し、再予約するものとする。
- ③ 受託者は、市が取りまとめたオンライン英会話の実施希望日に基づき、オンライン英会話の実施スケジュール表を作成するものとする。作成した実施スケジュール表は、市及び学校、受託者の間で共有すること。
- ④ 受託者は、学校行事等によって生じたオンライン英会話の実施スケジュール変更について可能な限り迅速に対応するものとする。
- ⑤ 受託者は、円滑なオンライン英会話の実施を目的とし、教職員を対象とした研修会等（実際のオンライン英会話体験や実施方法の説明など）を、年1回以上実施するものとする。

5 システム仕様

- (1) 通信ソフトは、音声及び映像でやり取りを行うコミュニケーションツール（ウェブ会議システム等）であり、iPadで利用できるものであること。
- (2) オンライン英会話に使用する通信ソフトは、Microsoft Edge, Safari, Google Chromeすべてのブラウザで利用できるものであること。なお、セキュリティ対策が施されており、かつ広告機能のないブラウザ内で表示可能な通信ソフトを使用すること。
- (3) オンライン英会話の実施に必要な生徒のiPad及び学校内のインターネット環境は、市が用意する。オンライン英会話を実施するに当たって、それ以外に必要な機材や環境等がある場合は、受託者の責任及び費用負担で準備を行うこと。

6 講師

- (1) 生徒に対しオンライン英会話を行う講師は、TESOL(Teaching English to Speakers of Other Languages)と同等の資格を保有している、又は英語を母国語としない者向けの英語教授法について十分な研修を受けた指導力を有する者であること。また、日本人による研修を受け、日本の公立中学校の生徒に対する十分な英語指導力を有する者であること。
- (2) インターネット回線の安定性及び騒音の防止等、適切な教育環境を確保するため、講師は在宅勤務ではなく出社型の勤務形態であること。ただし、天災その他の不可抗力又は社会情勢の変動等の諸事情により、講師の出社型勤務が困難となったときは、受託者が市に承諾を得た場合に限り、在宅型勤務の形態をとることができるものとする。この場合において、受託者が在宅型勤務の形態による業務を行うに当たっては、市が指定する条件及びその指示を

遵守するものとする。

- (3) 講師全員の名簿(保有資格を含む)及び研修の修了を確認できる資料を市に提出すること。
- (4) 市が講師としての適性に欠けると判断した場合、市は当該講師の変更を受託者に求めることができる。受託者は変更の要求を受けたときにあっては、その対応について速やかに文書にて市へ報告しなければならない。

7 サポート体制

- (1) 受託者は、本事業の実施全学級における1回目の実施に当たり、環境確認や準備及び不備に対応するため、ICT機器の取扱及び講師との連絡調整に優れた者を配置し、オンライン英会話を確実に実施できる体制を整えるものとする。2回目以降の実施については、市と協議の上対応するものとする。
- (2) 各学校からの問合せに対応する受託者の連絡先(電話番号、電子メールアドレス、担当者名等)及びサポート体制を記した内容の文書を市及び各学校に提出すること。
- (3) 導入後の活用支援の仕組みとして、準備段階、実施段階、終了段階における教職員の動きが明記されたマニュアルやトラブル時のFAQを作成し、市及び学校に配布すること。動画により活用方法を説明するサイトや研修メニュー等があれば、なお望ましい。
- (4) サポートに係る一切の費用は、受託者の負担とする。

8 実施状況報告書の作成

受託者は、事業の履行状況を適切に把握し、毎月の業務終了後翌月10日(10日が土・日・祝日の場合は、その直前の平日)までに、実施状況報告書を市へ提出するものとする。

9 生徒の欠席及び学級・学年閉鎖や臨時休業等における連絡及び対応

- (1) 市は、次の事由によりオンライン英会話の受講ができないと判断したときは、速やかに受託者に連絡することとし、受託者は講師あつ旋を中止するものとする。
 - ① 流感等による学級・学年閉鎖や臨時休業等
 - ② 自然災害(台風・大雨・降雪その他)等による臨時休業等
 - ③ その他、市の責に帰さない不測の事態
- (2) 受託者は、市からの連絡に迅速に対応するための緊急連絡先を指定すること。
- (3) (1)の事由により講師のあつ旋を中止した場合、受託者は調整の上、代替授業を行うものとする。

10 委託料の支払い

- (1) 本事業に係る委託料は、オンライン英会話の実施回数に基づき、受託者からの請求を受けて市が支払うものとする。
- (2) 市は、1年間の委託料を年度末に一括で支払うものとする。ただし、契約不適合があった場合等、委託料の支払を行わないことに正当な理由があるときはこの限りでない。

11 再委託の禁止

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。
- (2) 受託者は、市の承認を受けないで、事業の一部を再委託（請負含む）してはならない。

12 秘密の保持

本事業の実施に関して知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。事業終了後も同様とする。

13 個人情報の取扱いについて

個人情報の取扱いについては十分な注意を図り、流出・損失が生じないよう取得・保護・管理をしなければならない（詳細は、契約締結時に個人情報取扱特記事項へ記載する。）。

14 その他

- (1) 市は、インターネット環境に起因する通信の不具合等を防止するため、受託者に対して必要な情報を提供する。不具合等の解決に当たっては、市と受託者が双方協議を行った上で対策を講じ、オンライン英会話が円滑に実施できるように努めるものとする。
- (2) 受託者は、事業の円滑な遂行のため、市との密な連絡に努めるものとする。
- (3) 本業務の実施に当たり、本仕様書に記載のない事項または疑義等が生じた場合は、速やかに市と受託者とで協議を行った上で、問題の解決を図るものとする。
- (4) 本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受託者の負担とする。

別添

実施対象校、学級数及び生徒数（見込）

【単位：学級・人】

実施対象校		2・8年生		3・9年生		特別支援学級	
		学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
1	東中学校	4	134	4	133	5	17
2	東中学校のぞみ分校	0	0	0	0	2	6
3	西中学校	3	94	3	87	3	9
4	南中学校	6	205	7	222	4	13
5	北中学校	4	132	4	113	4	20
6	高草中学校	3	83	2	67	3	11
7	湖東中学校	6	176	6	197	3	10
8	桜ヶ丘中学校	5	148	5	172	3	12
9	中ノ郷中学校	4	127	4	119	4	19
10	国府中学校	2	49	2	43	3	9
11	河原中学校	2	37	2	42	3	7
12	千代南中学校	1	24	1	29	2	6
13	気高中学校	2	52	2	58	2	3
14	青谷中学校	1	25	1	30	2	4
15	湖南学園	1	10	1	20	1	1
16	福部未来学園	1	20	1	18	2	2
17	鹿野学園	1	20	1	32	1	1
18	江山学園	1	16	1	16	2	2
合 計		47	1,352	47	1,398	49	152

※ 学級数及び生徒数は令和6年4月1日時点のものであり、実際の数値とは異なる場合がある。